

山本事務局長	<p style="text-align: right;">(9:00)</p> <p>皆さん、おはようございます。定刻近くとなりましたので、これから第2回の定例会を進めていきたいと思ひます。 議長のほう、すみませんがよろしくお願ひいたします。</p>
森田議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、木津川市精華町の定例会をそれぞれ控え、何かとご多忙の中、出席を賜りまして大変ご苦労さまです。平素は本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>環境の森センター・きづがわの運転につきましては、供用開始後約1年2カ月を経過しましたが、特段のトラブルもなく、適切に運転を管理していただいております。引き続き、適正にごみ処理を行うよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、打越台環境センターの解体撤去工事に向けましては、昨年度よりその準備に取りかかり、去る10月28日に工事施工者を選定するため一般競争入札を実施する旨の公告をしたと聞いております。打越台環境センターの解体・撤去につきましては、本組合にとりまして、大きな節目となる重要な取り組みでございます。私たち組合議会といたしましても、行政と連携を図りまして、その責任と役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>さて、本日提案されている議案は、平成30年度歳入歳出決算認定及び条例の一部改正の3件でございます。慎重なるご審議を賜り、適切な結論が得られますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願ひいたします。 管理者。</p>
河井管理者	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの12月定例会を控えまして、公私何かとご多用の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>なお、今回、精華町の杉浦前議長さんが町長さんに今度させていただきました。またどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>環境の森センター・きづがわにつきましては、昨年9月13日に供用を開始いたしまして、約1年2カ月が経過をいたしました。</p> <p>この間、初期の故障も特に生じることなく、木津川市及び精華町から発生いたしました可燃ごみを適正に焼却いたしております。</p> <p>今年度の施設の見学者の数は、昨年度の834人を大きく上回っております。12月末時点で既に2,283人の方に来ていただいております。</p> <p>また、環境の森センター・きづがわを建設する際にも、私どもも先進の施設を視察させていただきましたが、見学者の中には遠方の自治体からも来ていただいております。丁寧な対応に心がけているところでございます。</p> <p>また、打越台環境センターの解体・撤去に向けました取り組みにつきましては、去る8月30日に全員協議会を開催していただきまして、土壌汚染の調査結果や解体・撤去に関するスケジュールなどにつきましてご説明させていただきましたが、先月28日に解体・撤去工事の請負業者を選定するための一般競争入札を実施する旨の公告をしたところでございます。</p> <p>予定の日程のとおり落札者を決定いたしますと、年内には仮契約の締結を行うこととなります。本契約の締結に当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして議会の議決を要しますことから、仮契約の締結後に速やかに関連する議案を提出させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>環境の森センター・きづがわの安定稼働の継続と、打越台環境センターの解体・撤去という重要な課題に、引き続き取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日ご提案をさせていただきます議案につきましては、平成30年度の歳入歳出決算認定、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正の3件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、現状の報告などを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、先般の精華町長選挙にて当選され、新たに本組合の副管理者になられました杉浦副管理者から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>副管理者、どうぞ。</p>

<p>杉浦副管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまご紹介いただきました精華町長の杉浦正省でございます。先ほど、管理者の河井市長のほうからご紹介ございましたけれども、去る10月24日から精華町長として執務させていただくことになりました。</p> <p>私はこの議会、西部塵埃処理組合議会ときには議員としてその活動をしてまいりましたけれども、今回、新たな木津川市のクリーンセンターについては初めてでございます。また、逆に副管理者としても初めてでございます。何とぞ皆様方と一緒に議論しながら、よりよい環境にしてまいりたいと、かように思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、炭本範子議員と4番、倉克伊議員を指名いたします。 なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日11月25日の1日としたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3、認定第1号「平成30年度木津川市精華町環境施設組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、お願いいたします。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>認定第1号、平成30年度木津川市精華町環境施設組合会計歳入歳出決算認定につきましてご説明をさせていただきます。 平成30年度の木津川市精華町環境施設組合会計の歳入歳出決算に</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>つきまして、議会の認定を求めるため、提案するものでございます。 平成30年度の歳入歳出決算の概要を申し上げます。 平成30年度は環境の森センター・きづがわの稼働に伴うごみ処理量の増加や打越台環境センターのしまい工事などによりまして、歳入歳出とも前年度と比べて増加いたしました。 まず、歳入の総額につきましては5億4,559万6,899円でございます。前年度より31.6%の増加となりました。 また、歳出の総額につきましては4億9,063万7,615円となりまして、前年度より49.6%の増加となりました。 結果、歳入歳出の差し引き残高は5,495万9,284円の黒字決算となり、このうち2,800万円を財政調整基金に繰り入れたことから、残り2,695万9,284円を令和元年度に繰り越すことにいたしました。 以上が決算の概要でございます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。 事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、認定第1号、平成30年度木津川市精華町環境施設組合歳入歳出決算の内容につきまして補足説明をさせていただきます。 お手元の歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果の報告書によりご説明をさせていただきます。 まず最初に、決算書によりまして、平成30年度の決算の内訳を説明させていただきます。 決算書の1ページ、2ページにつきましては、歳入につきまして、款項別の内訳を記載しております。 また、3ページ、4ページには、歳出につきまして、款項別の内訳を記載しております。 先ほど、管理者からの趣旨説明にもありましたとおり、この結果、平成30年度の決算の総額につきましては、歳入の合計が5億4,559万6,899円に対しまして、歳出の合計が4億9,063万7,615円でございます。歳入歳出の差し引きが5,495万9,284円でありました。このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、財政調整基金に2,800万円を繰り入れることといたしました。 以上が、決算の総額の概要でございます。これから事項別の明細を5ページ以降に記載をしております。 決算の内容につきまして、成果の説明書によりましてご説明をさせ</p>

山本事務局長
つづき

ていただきますので、成果の報告書をご覧いただきたいと思います。

まず、歳入の概要につきましてご説明をいたします。

成果の説明書の2ページの第2表をご覧いただきたいと思います。

歳入総額5億4,559万6,899円の主なものにつきまして、分担金及び負担金と使用料及び手数料でございます。分担金及び負担金につきましては、歳入総額の約62%に当たります3億4,027万7,811円でございます。昨年度と比較をいたしますと約19%の増となっております。

この主な要因につきましては、昨年9月の環境の森センター・きづがわの稼働に伴いまして、木津川市のごみのうち、これまで民間委託をしていましたいわゆるオーバー分につきましても、環境の森センター・きづがわで処理することができるようになったことに伴いまして、ごみ処理の費用が増加し、結果として木津川市の分担金が増加したことによるものであります。

また、使用料及び手数料につきましては、打越台環境センターにおいては、事業系の草、剪定枝の受け入れができませんでしたが、環境の森センター・きづがわの試運転によるごみの受け入れ開始以降は、これらにつきましても処理することができるようになり、事業系の一般廃棄物の受け入れ量が増加したことによるものでございます。

なお、手数料に関しまして、平成30年度におきまして、滞納が生じたことによりまして121万8,844円の収入未済額が発生いたしました。

次に、諸収入でございますが、昨年度と比較をいたしますと大きく増加をしております。これは、環境の森センター・きづがわでは、焼却をした際の余熱を利用いたしましてごみ発電を行っておりますが、その余剰電力の売却益によるものでございます。

昨年度と比較しますと大きく増加しています。

なお、雑入に計上しております収入未済額1,589万5,030円は、平成22年に判明いたしました業務上横領に伴いまして発生いたしました損害賠償金の残高でございます。

続きまして、3ページの第3表をご覧いただきたいと思います。

歳出の概要につきましてご説明をさせていただきます。

歳出合計額4億9,063万7,615円の構成比につきましては、昨年度とほぼ同じであります。総務費、衛生費とも増加しております。

総務費につきましては、昨年度と比較をいたしまして約37%増の1億1,358万7,400円でありまして、その要因は、総務費に係ります人員体制が2名から6名に増加したことによるものでございます。

また、歳出の約77%を占める衛生費は、昨年度と比較をし約54%増の3億7,679万7,477円で、増加した要因は打越台環境センターから環境の森センター・きづがわに移りましてごみの処理量が増加したことや、16時間運転から24時間運転になることによる経費の増によるものでございます。

山本事務局長
つづき

歳入歳出決算に関する主要区分別の詳細につきましては、5ページと6ページに記載をしております。

続きまして、事業別に概要をご説明いたします。

7ページをご覧いただきたいと思います。

議会運営費でございますが、昨年度と比較をいたしまして4万5,000円の減となっております。これは、議事録作成に係ります委託料の減によるものでございます。

8ページにつきましては、管理者会議運営費でございます。昨年度と同額の決算額でございます。

9ページにつきましては、事務局運営事務経費でございます。昨年度と比較をいたしますと4,276万円の増となっております。その主な要因につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、事務局職員が増加したことに伴う人件費の増などでございます。結果といたしまして決算額につきましては6,805万6,000円となっております。

10ページにつきましては、施設監視業務等関係費でございます。このうち打越台環境センター公害監視委員会に対する謝礼、また、北稲八間地区交付金につきましては平成30年度で終了することとなっております。

また、環境の森センター・きづがわの環境監視委員会は年3回を予定しておりますが、昨年度は9月に施設が供用を開始いたしましたことから2回の開催となっております。

12ページの撤去整備基金積立金につきましては、平成29年度と同額でございます。平成30年度に2,500万円を積み立てましたことから、平成30年度末における基金残高は8,220万8,036円となっております。

13ページの環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立金につきましては、平成30年度より環境の森センター・きづがわにおけます余剰電力の売却益を、後年度の施設の維持管理費用の一部に充当するための特定財源として新たに積み立てることとした基金でありまして、平成30年度におきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり1,920万6,000円を積み立てたものでございます。

14ページは公平委員会、15ページは監査委員の年間経費でございます。

16ページにつきましては、清掃総務事務経費でございます。施設の運転に携わる職員の人件費等でございます。昨年度と比較いたしますと約1,265万円の減額となっております。この主な要因は環境の森センター・きづがわに移りまして、職員の超過勤務の解消などによるものでございまして、結果として9,828万2,000円の決算額となっております。

なお、決算概要の中ほどに、健康診断委託の括弧書きに血液中ダイオキシン類検査含むと書いております。これは、打越台環境センターから環境の森センター・きづがわに移るのに当たりまして、打越台環

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>境センターの運転に携わっていただきました職員の方を対象にダイオキシン類の暴露による人体への影響の有無を確認するため、血液に含まれるダイオキシン類の濃度を調べたものでございますが、結果として特に影響は認められませんでした。</p> <p>続きまして、17ページは、ごみ焼却処理経費でございまして、昨年9月に環境の森センター・きづがわが稼働したことにより、これまで打越台環境センターにおいて処理し切れなかった木津川市のオーバー分や事業系一般廃棄物のうち、草・剪定枝を処理することで、ごみ処理量が増加したことに伴いまして経費がふえたことによるものでございます。決算額は前年度と比較をいたしまして1億7,297万円増の2億3,819万8,000円となりました。</p> <p>18ページは、施設維持補修経費でございまして、打越台環境センターの稼働中の月度補修工事と、施設閉鎖後の解体撤去に備えるための仕舞い工事などによる経費でございまして、決算額は2,654万6,000円でございます。</p> <p>19ページは、塵埃処理場運転外経費でありまして、大阪湾フェニックスの負担金のほか、乾電池処分委託、小動物死体処理、伊賀市への環境保全負担金などございまして、決算額をいたしましては1,377万1,000円でございます。</p> <p>なお、この経費につきましては、構成市町から発生したそれぞれの量によりまして応分の負担をしていただいているものでございます。</p> <p>21ページには、構成市町のそれぞれの分担金・負担金の割合、24ページには、基金の平成30年度末現在高、25ページは、受け入れましたごみ量など、また、27ページにつきましては、排ガス等の測定結果をそれぞれ記載しております。排ガス等につきましては、いずれも法令で定められた基準を満足していたという結果でございます。</p> <p>以上で、平成30年度歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。</p> <p>炭本監査委員、報告を求めます。</p> <p>炭本監査委員。</p>
<p>炭本監査委員</p>	<p>それでは報告させていただきます。監査委員の炭本でございます。</p> <p>令和元年10月30日に、管理者に提出いたしました平成30年度木津川市精華町環境施設組合会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果につきまして、お手元の審査意見書により述べさせていただきます。</p>

炭本監査委員
つづき

なお、本意見は、西井代表監査委員との合議によるものでございます。

それでは、意見書の1ページをご覧ください。

審査の対象は、平成30年度の本組合会計事項別明細書及び実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金運用状況でございます。

審査は、令和元年10月16日に環境の森センター・きづがわにて実施いたしました。

審査の方法といたしましては、管理者から送付を受けました会計の歳入歳出決算書等が関係法令等に準拠して調整され、これらに記載された計数の正確性及び予算執行が適正かつ効果的に行われているかということを確認するため、各関係帳簿、証拠書類と照合を行い、関係職員から説明聴取を行うなどして、慎重に審査を行いました。

審査の結果といたしましては、審査に付された会計の歳入歳出決算書等は、関係法令等に準拠して調整されており、審査した範囲においては、その計数は関係帳簿等と照合した結果、適正に表示、処理されていると認められ、予算の執行についても総括的には適正に執行されていると認められました。また、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。

審査の概要につきましては、意見書の2ページから11ページに記載しております。

業務の状況につきましては、平成30年9月に、打越台環境センターにかわる環境の森センター・きづがわが完成し、これまで民間事業者に委託していた家庭系可燃ごみ及び事業系一般廃棄物の一部につきましても、試運転に合わせて5月7日から環境の森センター・きづがわにて受け入れたことにより、ごみの受け入れ量は、平成29年度と比較して57.2%増の2万1,613.45トンでした。

また、本組合会計の決算状況は、環境の森センター・きづがわの供用開始や打越台環境センターの解体・撤去に向けたしまい工事などにより、歳入決算額5億4,559万6,899円、昨年度と比較しますと31.6%の増、歳出決算額4億9,063万7,615円、昨年度と比較しますと49.6%の増となっております。

なお、形式収支及び実質収支額は、いずれも5,495万9,284円の黒字となっております。

歳入歳出の状況、ごみ処理原価、財産に関する調書につきましては、3ページから11ページの中ほどまでに記載しておりますが、先ほどの事務局からの歳入歳出決算の報告と重複をいたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、平成30年度のごみ処理原価計算につきましては、環境の森センター・きづがわの試運転期間中を含みますことから、昨年度までの審査意見書に記載しておりました搬入量に対する処理原価のほか、試運転中の焼却量を含む場合とそれを控除した場合の焼却量に対する処理原価を、それぞれ10ページに記載の平成30年度ごみ処理に係る原価計算表のとおり確認をいたしました。

炭本監査委員
つづき

続きまして、今回の決算審査全体のまとめとして、11ページ中ほどこから13ページに監査委員の総評を記載しておりますので、その要点をご説明いたします。

まず最初に、11ページの歳入歳出に関してでございます。

歳入歳出につきましては、環境の森センター・きづがわの稼働に伴い、事業系一般廃棄物のうち、これまでの受け入れができなかった草・剪定枝の受け入れが可能となったことなどによりまして、処理手数料について2,943万円の増となっているほか、余剰電力を売却したことにより、その売却益1,921万円が新たな施設の維持管理費の財源として計上されました。

また、打越台環境センターのしまい工事や環境の森センター・きづがわの稼働に伴う焼却ごみ量の増によりまして、衛生費に関しまして、昨年度と比較しますと54.1%増、3億7,680万円となっています。

次に、2つ目の環境の森センター・きづがわの運転管理についてです。

環境の森センター・きづがわの運転管理においては、夜間・休日の運転及び設備点検に関する業務を民間事業者へ委託しており、民間事業者との連携・情報共有が適切な運転管理に欠かせないことから、引き続き留意して対応するよう指摘いたしました。

3つ目の収入未済状況についてです。

平成22年8月に判明した業務上横領事件を踏まえて、事業系の許可業者などを対象に口座振替による後納扱いをしており、この取り扱いについては適切な対応であると認めるものの、平成30年度において2業者による収入未済が発生しました。この割合は、処理手数料全体から見れば0.8%ではありますが、看過できない事案ですので、滞納対策の強化に努めるよう指摘をいたしました。

なお、計量事務に関して、処理手数料を直接收受する計量棟において、計量データを変更できないなど、計量データの改ざん防止策が講じられていることを確認いたしました。

最後に、4つ目の業務上横領に係る損害賠償請求状況についてであります。

平成22年8月に判明した、嘱託職員による処理手数料を着服した事案につきまして、被害額と遅延損害金を合わせた損害賠償金の総額は、平成30年度末時点において1,589万5,030円となっており、依然として増加している状況です。

なお、本年12月から返済額が増額される見込みではありますが、本人の収入や年齢などからすると、損害賠償金の完済を見込むことが困難な状態であることは否めないことから、引き続き、損害賠償金の徴収と滞納整理に向けて努力するよう指摘をいたしました。

なお、あわせて、本事案を教訓に、公金の取扱いに関して引き続き適正な管理及び事務執行に努めるよう指摘をいたしました。

以上で、平成30年度の本組合会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果の報告を終わります。

炭本監査委員 つづき	以上でございます。
森田議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いたいと思いますが、どの資料の何ページかを示していただいた上でお願いいたします。</p> <p>それでは、歳出につきまして、質疑ございませんか。</p> <p>佐々木議員。</p>
佐々木議員	一括質疑ですね。
森田議長	そうですよ。
佐々木議員	<p>わかりました。じゃ、お願いします。</p> <p>1点目ですけれども、議会費、12ページの委託費の会議、かなり少ないんですけれども、この計算根拠は何でしょうか。</p> <p>資料の7ページにあります課題、この意味についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>3つ目は、一般管理費の12ページの報酬が余った理由についてお伺いします。</p> <p>4点目は、職員手当の減です。これは、衛生費にも同じようなことが言えるんですが、給料はほぼ全額執行に近い状態になっています。ところが、手当関係が大量に余っている、不用額が出ているわけです。なぜこんなことが起こるのか。強いて言えば、この種の経費は、修繕費だったらもしかして年度末に何か起こるかもしれない。けれども、職員手当って、例えば11月、12月になってきたら、残り3カ月なんだから、絶対その3カ月以上のは出ないじゃないですか。ところが相当数が不用額になって上がってきていると。物すごく不自然です。できれば、これ、監査委員さんにお伺いしたい、何でこんなことが起こるのかについてが4点目です。</p> <p>5点目は、決算書14ページの需用費。52.5%もの不用額が出ていますが、この意味についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>6点目については、附属資料の9ページにあります事務局運営事務経費に関してですが、いわゆる会計年度任用職員制度に関しては、他町の動向を見守るという記載があったわけですがけれども、当組合には該当者がいるのかいないのか。いるのであれば、いつこの条例を制定するつもりなのかについてです。この基本的な考え方をお伺いします。</p> <p>同じく、事務局運営に関する例規の見直しの意味についてお伺いし</p>

佐々木議員
つづき

ます。これは7点目です。

8点目は、財産管理費の関係で、附属資料の11ページ、事業決算概要の中で、ここに書いてあるのは、いわゆるこれは基金利子の積立金の項目なんです、事業名が。ところが、事業決算概要のところに書いてあるのは、年度末の基金残高が書いてあるんです。何でこれを記載したのかよくわからない。普通、議会の審議に資するためだったら、要するに、前年度の期末残高を書いて、それに何%の利子をどこに預けたのか、どんな方法で預けたのか、その結果、幾らの利子が発生したのかというのが、この項目の審議の中身です。だから、何で年度末の基金残高を書くのかよくわからない。これを書くんだったら、基金の積立金の項目に書いてもらったらいいですけども、なぜリストのところにこんなものを書くのか、特に利率も書かれてないです、それぞれの。それも一括の預金なのか、例えば財調だったらまとめての預金なのか、もしくは分割をしているのかもわからない。だから、利子が生まれてきた背景を審議しようと思っているのに、全くわからない資料をつくった理由についてをお伺いします。これが8点目です。

9点目は、撤去整備基金の関係ですが、附属資料の12ページにあります撤去整備基金の関係ですけども、内容についてはわからないことはないですけども、撤去工事が、そしたらどのくらいの規模になるのかということなんです。その規模の想定がどのくらいなのかという点と、それに見合う基金造成の規模は一体どの程度要するのか、要するに、これは財源構成がどうなるのか、いわゆる地方債を活用すると書いてありますけども、例えば、規模が幾らなのかそのうち頭金を幾ら準備して、地方債を幾ら活用しようとしているのか。この財源更正についての想定を伺いたいと思います。

同時に、精華町ではこの間、さまざまな問題が起こりまして、恥ずかしながら、現在、議会の特別委員会でも一者入札に関しては極めて慎重な意見が出ています。仮に、この工事で一者入札になった場合どう扱うのかについて、これは極めて不正問題にもかかわりますから、この方針について伺いたいと思います。

10点目は、公平委員会の関係ですが、附属資料14ページには、委員へ関係情報の提供を行ったというふうに書かれていますが、なぜかこの公平委員の関係の旅費はゼロです。こんなことが起こるのかということですけども、活動したのに旅費がゼロという理由についてお伺いします。

同じ決算書16ページの、今度は監査委員のほうです。監査委員運営費に関しても、ここには例月出納検査とそれから決算審査が書いています。少なくとも13回仕事をしているはずですが、この記載だと。ところが、13回以上ありますけども、旅費は600円のみとなっていますが、この不思議についてご説明をください。

清掃総務の16ページの職員手当は、さっきの一般管理費と同じ理由ですので、あわせてお答えを願いたいと思います。

決算書18ページの、これは事項の説明で申しわけないけれども、

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>京都府廃棄物処理対策協議会と汚染負荷量賦課金とは一体何を意味するのか、その計算式と支払先についてお伺いしたいと思います。</p> <p>塵埃処理の関係でも、需用費と負担金が大幅に不用額になっています。この意味について。同時に、この事項の説明で申しわけないけれども、全都清とは一体何なのかということです。</p> <p>それと、同じく18ページの工事請負費ですけれども、これ99.9%の契約ですよ。これは補正をしようと思ったんですか。入札をしなかったのか、入札をした後、補正をしようと思ったのか、なぜ99.9%の工事請負費が発生するのか、以上お願いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局でございます。座らせていただきます。</p> <p>たくさん質問をいただきましたので、全てちょっとメモをとり切れていないところもございますので、漏れておりましたらご指摘いただきたいと思っております。</p> <p>まず、12ページの議会の報償費ということでございますが、これは例規のところでは既に議会の経費につきましては、それぞれの議会の報償費は規定で書いているところでございますので、この額につきましては、既に定まった額でお支払いしているところでございます。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>委託料で言っているんですよ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>委託料ですか。ごめんなさい。</p> <p>委託料につきましては、先ほど説明させていただきましたように、議事録の作成に係る費用でございます。これは時間によって増減いたしますので、審議時間が短くなればその分、減るということでございますので。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>だから何時間かということを知っているんですよ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>何時間ということですか。今、手元のほうにその資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、それぞれの開催されました議会に基づきましてお支払いしているものでございますので、その要した時間によるというところでございます。</p> <p>次に、ちょっとすごくたくさんおっしゃっていただきましたので。</p>

森田議長	はい、どうぞ、倉議員。
倉議員	質問の数が一遍に10個とかすると、もちろんメモもできないし、我々聞いている人間もわからなくなるので、5問やったら5問で絞って、また次に再質問してもうたほうが、我々も理解しやすいし、事務局側も対応しやすいと思うんです。
佐々木議員	それはしかし、3回制限がありますからできません。
杉浦副管理者	暫時休憩して、すり合わせてください。
森田議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>それでは、再開します。</p> <p>ただいまより10分休憩といたします。55分まで休憩といたします。</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>それでは、再開いたします。</p> <p>答弁お願いいたします。</p>
山本事務局長	<p>それでは、答弁させていただきたいと思います。</p> <p>まず、決算書の12ページの8万2,000円の報酬がなぜ少なくなっているのかというところでございますが、これは一般管理費の報酬の中には、管理者の報酬のほか、行政情報公開でありますとか、行政の審査に関する委員の報酬が含まれております。そういった情報公開のまた個人情報の審査会を開催する必要がなかったということと、行服の不服審査の委員会が開催する必要がなかったというところでございますので、その分の報償費が減じられたというところで、8万2,000円の減になっているところでございます。</p> <p>続きまして、職員手当がなぜ余るのかというところでございますが、こちらのほうにつきましては、職員手当、いわゆる超過勤務でありますとかいったところでございますけれども、環境の森センター・きづがわの試運転、これにつきまして5月からしておりますが、当初の予定では9月から供用開始をして、運転職員につきましてもこちら</p>

山本事務局長
つづき

のほうで対応するというところでございましたけれども、5月7日からごみを受け入れた関係上、打越台環境センターの管理に携わっている職員のほうにつきましても、ごみを焼却した後は、超過勤務をする必要がなくなったというところでございます。

で、なぜ早く減額しなかったのかというところのご指摘でございますけれども、環境の森センター・きづがわにおきましても不測の事態が生じるおそれがございますので、そういった人件費関係につきましては、最終に決算を締めるというところで専決また補正予算をしなかったところによるものでございます。

それと、14ページの需用費がなぜ余るのかというところでございますが、この大半は、この中に打越台環境センター等の修繕費が含まれております。修繕費につきましては、不測の事態が生じることも予想されますことから、減額することなく専決もしておりませんので、このような不用額が生じたというところでございます。

それと、6点目の会計任用職員でございますが、会計任用職員につきましては、本組合には、現時点におきまして対象となる職員がおりません。他市の状況というところでございますが、既に木津川市の方につきましては、会計任用職員に関する条例関係も制定されておりますので、現状の組合におきまして、会計任用職員がおりませんけれども、制度としてはつくっておく必要がございますので、予定といたしましては、次の定例会に会計任用職員の関連する条例を提案させていただきたいというところで準備を進めているところでございます。

あと7点目の例規の整備の今後の課題というところでございますが、例えば、今回も提案させていただいておりますように、これまでの打越台環境センターの運営管理におきまして不足する条例の項目等もございます。そういったところにつきまして、何が不足をしているのか、そういったところにつきましては、この環境の森センター・きづがわの運転をする中で見つかっていくところもございますので、それに合わせまして例規についても整備をしていくことが必要であろうというふうに考えているところでございます。

また、附属資料の11ページになぜこのような記載になっているのかというところでございますが、基本的にこの事業決算の説明書につきましては、従来の組合の事務局が作成されました形式、様式に沿ってつくっているところでございまして、昨年度も同様の形での報告、説明をしているところでございます。今、佐々木議員おっしゃっていただきましたように、この説明書につきまして、非常に無理をしてということでもありませんけれども、適切な課題等が書かれているのかどうか、それがこれまでの踏襲のとおりでいいのかどうかというところにつきましても、事務局でも検討しながら進めているところでございますが、今後、引き続き説明書につきましては、決算の内容がわかるように整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、撤去の規模がどの程度になるのかというところでございますが、附属資料の12ページ、こちらの方につきましては、当初、工事

山本事務局長
つづき

の上限額を5億円として債務負担行為を計上させていただいております。この基金の積み立てた当初の起債の充当率が80%というところでもございましたので、5億円に対する80%に相当する金額を基金に積んでいこうというところまで進めているところでございます。実際には、現状では90%の充当率になりますので、現在、この組合の議会のほうで認めていただいております債務負担行為額90%に対して4億5,000万円を起債を充当し、残り5,000万を一般財源として充当するというところでもございますので、この一般財源に相当するところを、この基金で充てていきたいというところでもございます。

また、今年度につきましては、この解体撤去に対する委託料等もありますので、そういったところについての財源措置も基金を充てていきたいというふうに考えているところでございます。

また、最終的に基金について、工事また調査等で残った場合につきましては、起債の償還等の財源として活用していきたいというふうに考えているところでございます。

また、この工事に関連いたしまして、一者入札があったときはどうするのかというところでもございますけれども、現在、進めております解体撤去工事、これにつきましては郵送もしくは持参ということで、その場で入札をするわけではございませんので、一者入札になったとしても有効ということで進めているところでございます。

議員がおっしゃっていただいておりますように、この工事につきまして、相当金額も大きいものでございますので、談合でありますとか不正行為、そういったことが起こらないように情報管理につきましては、職員の中でも徹底しているところでございます。

また、14ページの公平委員会の関係でもございますけれども、旅費についてゼロというのにはあり得るのかというところでもございますが、公平委員会につきましては、平成30年度ですと木津川この場所で開いていますので、木津川市在住の公平委員会の方には旅費はお支払いしないということになっております。以前ですと、打越台環境センターで公平委員会が開かれておりますので、精華町に在住の公平委員会の方には旅費は支払わないというところでもございます。平成30年度に開きました公平委員会につきましては、精華町在住の公平委員会の方が出席されませんでしたので旅費は発生いたしておりません、ということでございますので、ご指摘にありましたように、旅費というのにはゼロということの可能性として生じるというところでもございます。

また、15ページの監査委員会の代表監査委員以外の旅費もそうでもございます。こちらのほうで開催する場合につきましては、木津川市以外の方が来られた場合につきましてはお支払いいたしますけれども、それ以外の方につきましてはお支払いしないというところでもございますので、旅費につきましては発生する場合、発生しない場合それぞれがございまして。

また、場合によっては監査委員にこちらから赴きまして資料の配付でありますとか、監査のご意見を伺うことがございますので、この場でしていただかない場合につきましても当然旅費は発生しないという

山本事務局長
つづき

ことをございますので、旅費が発生しないからといって何か適切な対応をしていないというところではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

18ページでございましたでしょうか、まず負担金が減額になっているというところでございますが、不用額、これは伊賀市への環境の保全負担金等といったものが不要になってきている関係上、このような形になっております。伊賀市の環境保全負担金といいますのは、木津川市の打越台環境センターにおきまして処理し切れなかったごみのオーバー分、そういったものを伊賀市のほうに持ち込んでおりますので、そういったものが発生いたしますと伊賀市への負担金が発生してくるというところでございますが、試運転におきましてごみを5月から受け入れたことによりまして、伊賀市への環境保全負担金が減ってきているというところでございます。それが主な理由でございます。

それと、全都清とは何ものかというところでございますが、これは廃乾電池の処理委託ということですのでしておりますけれども、こちらのほうにつきまして、どのような形で今しているのかと言いますと、この乾電池また水銀等につきましては、処理できるところは限られております。大体、全国的な傾向といたしましては、北海道の北見市にあります野村興産、そこに持ち込んで処分をしているわけでございますけれども、その処分をする際に、ここに書いております全都清、正式な名称といたしましては全国都市清掃会議という名前でございますが、全都清に適切に処分されているのかどうか、そういったこと確認するため、業務を依頼しているというところでございます。

それと、工事請負費が99%の落札率ではないのかというところでございますが、こちらの工事請負費につきましては、打越台環境センターの仕舞い工事にかかわる分でございます。こちらのほうにつきましては、打越台環境センターの管理運営をしていた業者のほうに随意契約というところがございますので、入札ではございませんので、結果としてこのような割合になっているというところでございます。

それと、18ページの上段にあります汚染負荷量賦課金でございますが、これにつきましては、以前、ダイオキシン類が非常に問題となりました。そういったことからダイオキシン類の対策をしていなかった時期におきますそこに携わっておられました全国の職員の健康被害等が発生した場合に補償するという制度がございまして、それについてそれぞれの焼却施設から発生したばい煙量そういったものによって計算をして負担をするというところでございますので、細かな計算方法につきまして、この場でお示しすることができませんけれども、打越台環境センターで発生いたしておりましたばい煙量、それに基づきまして、汚染負荷量賦課金というものをその団体にお支払いしているというところでございます。

また、京都府廃棄物処理対策協議会につきましては、京都府域におきますそれぞれの自治体のほうで、組合員を含めてですけれども対策協議会というものをつくっております、その年会費が1万円とい

山本事務局長 つづき	うことですが、これは平成30年度をもちまして解散とい いますか、協議会がなくなりますので、令和元年度以降には発生してこ ない経費でございます。 漏れがありましたら、またご質問いただきたいと思います。 以上でございます。
森田議長	どうぞ。
佐々木議員	<p>2点目の答弁がないんです。要するに、附則資料7ページにある課 題・問題点の記載です。なぜこんなわざわざこの記載をした理由で す。私は余り意味がないと思うんだけど、決算の資料に書いてき たということは意味があるんだろうと。その意味について確認をさせ てほしいとなるわけです。</p> <p>職員手当の関係です。話としてわからない話ではないけれども、今 の話を聞いていると、去年の夏段階ぐらいにはこれだけ要らないとい うことは夏から秋にかけて判明していたわけです。今の話を聞くと。 にもかかわらず補正はしなかったというところが疑問なんです。疑義 なんです。もう一遍言いますけれども、手当類というのは、人数が いて人が決まっている以上、1カ月当たりの上限は決まっています。掛 ける残月数分だけは残しておく必要があるけれども、それ以上のもの は残す必要がないわけですよ。なぜ残したのか。極めて不自然です。 もし監査委員さんの意見があったら、適正というふうに判断されま すけれども、こういう処理が適正なのかというのは、私は疑問です。 これは市や町の一般会計でも、年度の前半でわかっている不用額を全く 1年間補正をせずに放置しておくというのは非常に疑問です。この 点、本当に適切だということか、監査委員さんも含めてお答えくださ い。よろしく願いをします。</p> <p>例規の見直しも、これもよくわからないんですけれども、何か起こ ったら新しいルールをつくるのはそれは当然だと思うんですけれど も、ここにこう書かれている以上、これは何らかの課題があるだろ うということで書かれているというふうに理解するんです、普通は。も ちろん、今は予想しなかったことがいつでも起こるかもしれない、そ れは何でもそうですよね。それに対応するのは当然です。けれども、 これに書くということは、要するに何らかの話があったんだろうと思 うんです。それは一体何なのかと。今の答弁では特になんかということ 話ですけども、特になんかということでもいいのかどうかを再確認させ ていただきたいと思います。</p> <p>基金利子については、本当に議会の審議ができるような資料で願 いしたいということが、これは申し添えて、別に答弁は結構です。</p> <p>撤去のほうも結構ですが、今の答弁を聞いている範囲では、既に、 今、8,000万前後の基金があるということは、クリアしているとい う話になりますね。要するに、頭金というか、自主財源というか、</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>一般財源としてはクリアしているということで書かれていて、今年度が最後だというふうに書かれていますけれども、今年度の次はどのような話になるわけですか。クリアするんだったらこれ以上積み立てをしないという方向もあるし、その点をどうするかという話です。</p> <p>これは、要するに。質問していいでしょうか。</p> <p>というのは、要するに、この種の費用を誰が負担するかという議論のときにいつも追い込まれるのは、公的な会議の場合、その施設を使う人が負担する、要するに一旦借金をして、それを返済するときにいわゆるその施設の受益者ですから、その年度、年度にいる受益者がいわゆる手数料なり利用料、または税金という形で負担をするわけですから、その観点からいけば、頭金といわれる一般財源部分というのを不必要に積む必要はないということになってくるわけです。もし、おっしゃったように9割が起債ができるという話であったら、もう1割、多くても15%程度に抑えておいて、あとはもう起債を起こして、その返済がその年度、年度の受益者の負担でお返しするというほうが理にかなっている話です。要するに、受益と負担という関係でいえば、この点の考え方について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>公平委員と監査委員の旅費に関してですけれども、木津川市内だから払わないというのはちょっと、それはやっぱりおかしい話じゃないかと。旅費って、基本的に実費弁償です、費用弁償ですよ、いわゆる、考え方としては。要するにかかった費用なんです。費用はかかっている、発生しているのに、それを払わないという話になるわけで、よっぽどこの近くに家があるんだったらともかくとして、歩いてくるんだたらいいとしても、木津川市内の方であっても、ここはバスがないから、自家用車かもしくはタクシー等で来なきゃならないわけですから、基本的には。となったら、やっぱり費用は発生しますよね。発生する費用、しかも公務を遂行していただく方の発生する費用を払わないというルール自身がどうなのかという話なんです。これも、監査委員さんも含めて、適正なんじゃないでしょうか。こんなルール、適正だと思いません、私は。費用が発生する以上、払うべきです。ルールは別にしても。例えば距離ではかるだとか、タクシー代でなしに、距離ではかる場合もあるでしょう。ルールは別にしても払うべきだと思いますけれども、払わないということについて、方針転換する気があるのかなのかという点であります。</p> <p>さまざまな負担金に対しても、これ以上結構ですけれども、適正な執行をお願いしたいと思っています。</p> <p>とりあえず、以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>

山本事務局長

事務局でございます。

ただいまいただきましたご質問につきまして、答弁させていただきます。

まず、説明書7ページの記載に意味があるのかないのかというところでございますが、これにつきましては、これまでの例に準じてつくっているところでございますので、そういったものが不要だというご指摘で議員の皆様がおっしゃられるようでございますたら、表の表記については見直していきたいというふうに思っております。

また、こちらの説明書につきまして、今、佐々木議員のほうからいろいろご指摘もございましたので、次年度以降、成果の説明書につきましては、全面的に見直していきたいというふうに考えているところでございます。

また、職員手当の不用額が判明した時期に補正をするべきではないのかというところでございますが、環境の森センター・きづがわ、また打越台環境センターもそうでございますが、どういう不測の事態が生じるかわからないというところでございますので、そういったところに対応するために、明らかに不要といったようなところにつきまして、昨年度はこれまでになく専決処分ということで補正をさせていただきましたけれども、そういうことがない限り、基本的には決算で金額を押さえていくというところでこれまでできておりましたので、不用額が生じないように当初予算におきまして、できるだけ精査をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ただし、今、申し上げましたように、この種の施設につきましては、止めることができませんので、余りにもきちきちの予算を立ててしまいますと、どうしても施設が運営できないということも生じかねませんので、一定の不測の事態そういったものを見越した上で予算計上しているのが現状でございます。

また、例規の課題ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、打越台環境センターから環境の森センター・きづがわに移りまして運営体制も変わってきております。そういったところの中におきまして、どういったところが不足するのかそういったことを精査しながら、例規整備につきましてはしていくことが必要だろうということで記載でございますが、現状におきまして不備がないから書かないとかいうようなものではございません。特に他意はございませんが、そういったことを念頭に置いて例規整備はしていく必要はあるだろうというところで書いているところでございます。

また、旅費の問題でございますが、旅費につきまして、公平委員会、監査委員会の監査委員の方以外におきましても、この議会におきましても開催する場所におきまして議員の旅費は支払わないということで従来から進めてきているところでございます。そういった従来の打越台環境センターで取り扱ってきたものが課題だということのご指摘ということで、議員の皆様方が必要な実費弁償は支払うべきだということのご意見ということでございましたら、それにつきまして

山本事務局長 つづき	<p>旅費の見直しもしていきたいというふうに考えておりますが、基本的に木津川市域、精華町域といえども一つの圏域でございますので、個人的な意見といたしましては、そういったところに対して旅費を支払っていくというのが妥当かどうかにつきましては、非常に疑問に思うところもございますので、そういったところを、旅費規定を見直して、支払いの規定を見直して旅費を支払っていくということにつきまして、事務局から直ちに検討し、提案するということの考えは持っておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	炭本監査委員、お願いします。
炭本監査委員	<p>1つ目のことです。不用額については、補正をなささいということですが、監査委員の一人といたしまして、やはり、給料というのは年末でないと最終的にわからないことでございますので、年度末に近づくのが妥当だと私は思っております。</p> <p>そして二つ目の旅費につきましては、従来からということで、また、木津川市におきましても市内の者は支払わない、精華町においてはどうか知りませんでしたですが、やはりそれが妥当だと思っております。</p> <p>以上です。</p>
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	<p>私、分けて議論しているんです。例えば、修理費とか、そんなんは年度末にどんなんなるかわからない。そのとおりです。不測の事態が起こるかもしれないから、それは削る必要はないと思います。ただ、職員手当というのは、さっきから何遍も言っていますけれども、月当りの上限額は決まっています。条例を変えない限りそれ以上ふえませんよ、絶対に。でね、今、厳密な数字は言いませんけれども、約4分の1ですよ、不用額が出ているの。およそ3カ月分。要するに、12月が終わって1月に入った段階で、それは絶対使わないという話ですよ。絶対執行しない額になるわけです。その段階でも補正をせんでいいんだというのは、監査委員さんの報告を受けてよく理解できません、それは。普通の市町はそんなことしないでしょう。おそらく2月、3月補正でできるだけ実際に支払う手当とか給与とかに近い数字で補正しとるんじゃないんですか。だから、予算というのは2種類あって、最後まで持つておかなきゃならない予算と、それと明らかに残った時間では執行するはずがない予算があるわけですよ。その2つ目のものについてこれでいいのかということをお聞きしているんです。これがいいというんだったら、そんなの無茶苦茶になります</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>よ。初めから水増しというか、多目に組んでおいて、で、余剰金、要するに黒字を出すという話になってしまうわけだから、それは正常な黒字じゃないですよ。その黒字というのは。健康な黒字ではないです、そうなるよ。</p> <p>だから、節約とかいろんな技術改良とか努力によって黒字になるのはそれはわかるでしょう。あるけども、残ることがわかっているものを全然手をつけずに黒字を出すというのは、それはおかしいと思います、その考え方は。この点、もう一遍確認をさせていただきます。</p> <p>旅費については、例えば、精華町議会の場合は、精華町内を移動する場合の政務活動費についてはないです。支払いができませんとなっています。ただ、それは前提があって、私ら議員は、議員報酬をいただいているからなんです、一定額の。ところが、公平委員さんや監査委員さんって、そんな多額の、いわゆる生活給的な意味を持った報酬をお支払いしているわけではない。そういう方に、ここに来ていただく実費、実際にかかったコストを払わないという発想自身が理解できない。要するに、ただ働きしておくのに等しいわけでしょう。もし、安い報酬しかもらえない人だったら、例えば年間数千円とか1万円ぐらい。もしかしたら10回来たら、交通費だけで報酬が飛んでしまいますよ、それやったら。極めて異常だと思います。かかった費用を払わないというのは、どう考えても理解ができない話であります。</p> <p>これについて、本当に今後、理事者も含めて、管理者も含めて、かかった費用を払わないというのが当組合の方針なのかどうか、今の答弁では検討する余地はないという話だったんですけども、本当に検討しないのか、それが普通なのか、私は異常だと思うけれども、これについてどうされるのか、最終答弁ができないのだったら、検討するかしないかについてお答えをお願いしたいと思います。</p> <p>それと、監査委員さんにもう一個、追加で申しわけないけれども、監査意見、審査意見の9ページにある、ちょっと私、頭がよくないんでわからないんですけども、9ページの下のところ、参考数値が出ていますよね、1トン当たり1万6,247円、これといわゆる2万4,459円との関係性、この参考数値をわざわざ決算審査意見書に書かれた意図またはこの数字が意味することが一体何なのかについて、明確にお願いしたいと思います。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>再度のご質問につきまして答弁させていただきたいと思っております。</p> <p>職員手当につきまして、年度の途中で減額しなかったことについて、適切な執行ではないんじゃないかという話でございますが、先ほど申し上げましたように、職員手当、そういったところにつきまして不測の事態も生じますので、年度末まで置いておいたというところがございます。ということですので、そのあたりにつきまして、ご理解</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>いただけたらということで思っております。</p> <p>公平委員会また議員の皆様方の旅費の関係、そういったところにつきまして、この環境の森センター・きづがわになってからそういったような旅費の取り扱いをしているということではなく、従来からそういった取り扱いをしておりますので、そういった取り扱いがおかしいというところでございましたら、それは当然見直していくべきだというところでございますが、昨今の状況、今の現状等も踏まえますと、直ちに見直すことはなかなか困難ではないかというところでございます。</p> <p>先ほど申しあげましたように、佐々木議員のおっしゃっていただいているようなことで、この場におられる議員の皆様方が実費弁償的なものにつきまして、これまでの取り扱いを見直し、旅費についても見直していくべきだ、支給については見直していくべきだというご議論が大半でございましたら、当然それについて事務局のほうとしても見直していくことが必要だというふうに考えておりますが、そういうことが今、佐々木議員からのご意見ということでございますので、それをもって直ちに見直すと、検討するということは考えていないところでございます。</p> <p>監査委員の報告書の9ページ以降で書いているところでございますが、平成30年度については非常にイレギュラーな処理でございませう。こちらの監査委員のご指摘にも書いていただいておりますように、5月7日から試運転が始まりまして、8月末の供用開始までの間、これはその間におけます薬剤費も含めて運転管理経費、これにつきましては工事の中で見ているところでございます。したがって、この5月7日から8月末までの運転に係ります運転員の費用、また薬剤の費用、そういったところにつきましては、この決算額には上がってきておりませう。したがって、単純にこの5月7日から受け入れた処理費用で割ってしまいますと非常に処理単価が安く上がってきてしまいます。一方、その処理費用を、その間の費用を見込まないでした場合にはどの程度になるのかということで、実際にこの環境の森センター・きづがわで運転管理した9月以降の経費がどの程度かかっているのかといったことも含めて示しておくほうが妥当ではないかということの判断からしているところでございます。</p> <p>したがって、5月7日から8月末までの試運転の期間中、これに対する運転経費が不要となったことの効果といったものが一定、監査委員のほうからもご指摘といたしますか、評価をいただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかございませうか。</p> <p>(なしの声)</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>なければ質疑なしと認め、歳入についての質疑に移ります。 歳入についての質疑、ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ質疑なしと認めます。 以上で質疑を終結します。 これから討論を行います。 討論ございますか。 佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>反対討論を行います。</p> <p>先ほど、るる質疑を申し上げましたが、まともに答えていただけていません。どう考えても、職員手当に関しては、残り日数が減れば減るほど要らなくなるのは当たり前の話なんです。それを最後まで不測の事態という答弁をされました。あるわけないじゃないですか。よっぽど職員がふえるとか、あればまたそれは増の補正をすればいい話ですよ。そもそも、職員がふえれば、この本俸自身が足りなくなりますから、本俸については100%執行しているわけですから、絶対、補正が必要になってくるわけです。先ほど、質疑で申し上げたように、2つに分けて考えています。最後まで必要なものだから残しておくと、要するに不測の事態が起こるかもしれないから残しておく予算と、そうではなく、時間がたてば自動的に不要になる予算があるわけですから、その予算すら最後まで不測の事態という言い方をすれば、決算審査なんかできませんよ、これ、今後。そんないいかげんな答弁をするんだったら。井勘定じゃないですか、そしたら。会計監査も含めてそれでいいと本当に思っているんですか。本当に聞きたいと思いますが、質疑じゃないから。</p> <p>また、費用弁償については、これは財政難かどうかは別にしても、発生した必要なスタッフの費用ですから、仮に削るのであれば、報酬を削るということはあるでしょう、それは。けども、旅費というのは、これは発生した絶対必要な経費じゃないですか。それも人によって違ってくる経費ですよ。だったら、もう言い方悪いけれども、管理者、副管理者の報酬を削って回して上げたらいんじゃないのという話ですよ。報酬の低い監査委員さんとか公平委員さんについては、ただ働きじゃなしに、発生する費用は補填をします。これは別に公的な機関でなくても当たり前だと思うんですよ、このことは。ボランティアじゃないんだから。しかも、専門性を持って業務に当たってもらっているわけでしょう。このメンバーは。専門職をお願いしておいて、発生する費用を払わないという事態は異常です。検討するという答弁が管理者等からあれば、まだ賛成できていたかもしれませんが、最後まで検討する気がないという答弁でしたので、これについては、指摘をして反対をいたします。</p>

森田議長	<p>それでは、続きまして、原案に賛成者の発言を許します。 倉議員。</p>
倉議員	<p>平成30年度の決算について、賛成の立場で述べさせていただきます。</p> <p>平成30年度という年は、打越台環境センターから環境の森センター・きづがわに移行した年でありまして、大変、先ほど事務局長からもありましたようにイレギュラーな年であったと。そういった中で、先ほど、反対の意見の中では、いろんなご意見があったわけなんですけれども、年度当初必要な予算を計上して、その後、決済で必要でなかった費用を減額して決算をするというのは、これは妥当です。特にこういった減額という言葉は不用額です、いわゆる不要になった費用を引くというのが正しいやり方であると思います。</p> <p>そういった意味で、こういう特殊な、私は業務であると思っております。その特殊な業務であるがゆえに、これ緊急というのはいつ起こるかわからない不測の事態が発生するというのは、こういった業務では多々あることでもありますし、ただ、新しい施設でありますから、発生しにくいという土壌はありますけれども、これは毎年年度当初から想定して予算を計上することありますから、年度末の決算が終わるまで、不測の事態に対応するというのは必要なことであろうと思っておりますので、年度末で決算をするというのは妥当である。そういった意味でも賛成の立場で意見を述べさせていただきます。</p> <p>以上であります。</p>
森田議長	<p>ほかありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければこれで討論を終わります。 お諮りします。 本件は、原案のとおり認定することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>ありがとうございます。 起立多数であります。 よって、認定第1号「平成30年度木津川市精華町環境施設組合会計歳入歳出決算の認定について」の件は、原案どおり認定することに決定いたしました。</p> <p>ここで45分まで休憩いたします。</p> <p>《暫時休憩》</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>再開します。</p> <p>次に、日程第4、議案第2号「木津川市精華町環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第2号、木津川市精華町環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。</p> <p>本条例の一部改正は、ごみ処理に係る手数料の見直しと滞納対策の強化などに係るものでありまして、ごみ処理に係る処理手数料につきましては、環境の森センター・きづがわにおける今後の運転管理経費等の算定結果に基づき、適正な単価にて手数料を徴収するとともに、去る10月1日に消費税が増税されましたことを受けまして、その2%分を転嫁するために見直すものでございます。</p> <p>また、滞納対策の強化につきましては、昨年度に処理手数料の収入未済が発生いたしましたことから、滞納の抑制を図り、万一、滞納が生じた場合、延滞金を課すなどの滞納対応を行うことができるよう改正をするものでございます。</p> <p>なお、改正後の条例の施行日につきましては、いずれの改正内容につきましても周知期間が必要であると判断をいたしまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、事務局長より補足説明をいたします。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。補足説明をさせていただきます。</p> <p>議案第2号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましての補足説明でございます。</p> <p>今回、提案をさせていただきました本条例の一部改正につきましては、ただいま管理者からの趣旨説明のとおり、一般廃棄物処理手数料の見直しと、一般廃棄物処理手数料の滞納対策についてでございます。</p> <p>現行の一般廃棄物の処理手数料につきましては、打越台環境センターの老朽化に伴う経費の増加が見込まれますことから、平成20年に見直され、現在に至っておりますが、昨年9月に環境の森センター・きづがわが稼働しましたことから、今後の維持管理経費の試算などを</p>

山本事務局長
つづき

勘案した結果によりまして、処理手数料を見直すものでございます。

試算に当たりましては、将来のごみ量を推計した上で、ごみ処理に要する経費、焼却灰の処分費、並びに、稼働後の定期補修経費などを見込んだ結果、10キログラム当たり消費税相当額を除きまして260円が適当であると判断をいたしました。

改正後の事業系及び家庭系のごみのいずれに関しましても、施設に搬入されましたごみの重量に260円を乗じた金額に、消費税及び地方消費税を賦課したものを処理手数料として徴収するよう見直すものでございます。

また、滞納対策を強化する背景でございますが、現在、事業系廃棄物の許可業者、また、京都府や構成市町が発注します除草工事、構成市町の関係団体等につきましては、平成22年に発覚いたしました公金横領事件を踏まえてまして、その処理手数料を後納による口座振り込みによるものとしておりますが、昨年度、2件の滞納が発生いたしました。この際、弁護士にも対応につきまして相談をいたしました。この際、処理手数料につきましては税金のように強制徴収権がないため、滞納が生じた場合、支払い督促などの手続はあるものの、対抗手段につきましては条例で定められた範囲内ではできないとの見解でございました。

この経験に基づきまして、現行条例では定められておらない滞納に対する延滞金やごみの受け入れ拒否、立入調査などを新たに規定し、滞納の抑制と滞納が発生した場合の対応を強化するため、条例の改正を行うものであります。

条例案につけております新旧対照表をご覧くださいと思います。

第7条でございますが、滞納対策を強化することを勘案いたしまして、処理手数料の徴収根拠に関する規定でございます。この第7条につきまして、現行の徴収することができるという表現から徴収するという表現に見直すものでございます。

また、先ほど申し上げました処理手数料単価、また消費税の取り扱いにつきましては、第7条の第2項に規定をしております。

第9条、第10条、第11条につきましては、滞納者に対する行政処分等を規定したもので、第9条は、滞納者に対して督促を行い、それでも支払いに応じないものに対し催告を行うことを規定したものでございます。

第10条は、悪質な滞納者に対する対抗手段として、期限を定めて処理手数料を納付しない者に対し、環境の森センター・きづがわへの廃棄物の搬入を停止することができることを規定したものでございます。

第11条の延滞金の額の算定、また、徴収方法につきましては、税金を滞納した際の対応を参酌して定めるものでございます。

なお、第12条は、延滞金に関して災害などのやむを得ない事情により減免することができるよう規定したものでございます。

改正後の第15条は、受け入れる廃棄物の範囲でございますが、環

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>境の森センター・きづがわの稼働後、搬入時におきまして規定以外のごみを持ち込む業者もおりますが、ごみピットに投入する前に、そのことが判明いたしますと、そのごみを持ち帰るよう指導いたしますが、中には態度の悪い業者もいますことから、第2項におきまして規定以外のごみや処理施設の損傷などを及ぼすおそれのあるごみについては、その受け入れを拒否することができることを明確にするために規定したものでございます。</p> <p>第17条の立入調査につきましては、悪質な滞納者等に対しまして、事務所等への立入検査を行い、帳簿等を調査することができることを規定したものでございます。</p> <p>最後に、条例の改正につきましては、先ほど管理者の趣旨説明にもございましたとおり、周知期間を要すると判断をいたしまして、附則におきまして条例の施行日を来年4月1日からとすることとしております。</p> <p>議案第2号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の補足説明は以上でございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 倉議員、どうぞ。</p>
<p>倉議員</p>	<p>倉です。 まず、この滞納業者の現状の説明をお願いしておきたいと思えます。それと、話によれば、この滞納業者が他の自治体または一部事務組合等でいわゆるほかせる状態にないからこちらへ来たというふうにもお聞きしたわけで、その辺、ほかの自治体もしくは一部事務組合で運営されている事務局同士の連絡網といいたいまいしょうか、情報の共有という点ではどのようにお考えかをお聞きしておきたいと思えます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局でございます。ただいまの倉議員のご質問につきまして答弁させていただきます。</p> <p>滞納状況でございますが、滞納業者につきましては、一般廃棄物処理運搬の許可業者と京都府発注の草・剪定枝の持ち込んだ業者がござります。一般廃棄物許可業者のほうにつきましては、既に全額完済していただいているところでございます。</p> <p>また、京都府発注の草・剪定枝の業者のほうにつきましては、一部返済していただいておりますが、もう幾分かの滞納が残っているところ</p>

山本事務局長 つづき	<p>ろでございます。</p> <p>それと、それ以外の滞納につきましては、現状ではありません。また、他の自治体との連絡体制はどうかというところでございますが、許可業者につきましては、それぞれの他の自治体での許可の状況につきましても、許可を与える際の添付資料としていただいておりますので、滞納が発生いたしましたら、他の自治体の状況等も聞き合わせをしているところでございますが、それぞれの自治体の情報公開ができる範囲というところもでございますので、なかなか情報を提供していただけることが困難な自治体もあるというのは現状でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	倉議員、どうぞ。
倉議員	<p>府の剪定業者ですか、まだ一部未納があるという、そのことについて今後どういう対応をしていくのかということと、それから、これが起こった背景には、やはり一部情報の公開の問題はあろうかと思いますが、これ、情報の提供なり共有をしていたら、こういうことが未然に防げていたと判断するんですけども、今後のそういった連携ということについてのお考えをお聞きしておきたいと思います。</p>
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	<p>ただいまのご質問につきまして、答弁させていただきます。</p> <p>許可業者からの処理手数料の滞納ということにつきましては、一部の業者でありましても他の業者に波及することも懸念されます。したがって、滞納状況が発生しないように、それぞれの自治体との情報共有というのは必要かと思っておりますけれども、それぞれの自治体間でのそういった滞納に対する情報共有が確立されていないということが現状でございますので、ご指摘のことにつきましては参考にして今後、それぞれの自治体との話の中で相談をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
森田議長	<p>ほかございませんか。</p> <p>佐々木議員、どうぞ。</p>
佐々木議員 つづき	<p>何点かお聞きします。</p> <p>1点は、第17条の関係ですが、立入調査に関する第3項、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないと解釈すると</p>

ということが書かれています。わからないではないんですが、仮に当該事業者が犯罪を構成するような事態になった場合、例えば詐欺行為だとか、なった場合も、立入調査でわかっても、それは警察や検察庁には告発しないということの意味するのかどうかというのが1点目です。

2点目は、第10条の関係で、いわゆる搬入停止のことが書かれています。それはそれでわからないではないんです。ただ、一つどこに書いてあるのかわからない点があって、監査委員さんの決算審査意見の12ページの真ん中辺に、いわゆるこういう収入未済が発生したことに鑑みて指摘があります。指摘内容というのは、要するに前段で停止または取り消しの処分はまあまあすぐはできないと。ただし、後段で、滞納業者に対する処理手数料の後納扱いやごみの搬入を停止するなどの措置を検討しろと書かれているわけです。そのごみの搬入停止に関しては、多分この第10条だろうと思うんだけど。

もう一個の後納扱いの停止については、どこに規定があるのか、ちょっと私、理解ができていないんですが、それともこの監査委員さんの指摘の後納扱いについては、今回は扱わない、要するに規制していないということなのか、どちらの意味なのか。もし後納扱いの部分があるんだしたら、一体どの条文でこれをやろうとしているのかについてが3点目です。

あとは、この中に第8条とか第12条に、減額または免除のルールがあります。それはそれでいいんですけども、この減額ルールの基準というのはどこにあるのか、仮にこの条例の規則の改正をやるのであれば、その規則にどう書こうとされているのかというのが、要するに減額、免除のルールです、どういう場合に減額、どういう場合に免除になるのかという点が4点目です。

5点目は、この金額の算定、一番最後の表ですけども、先ほど説明があったけれども、260円プラス消費税だという話がありました。しかし、その根拠に関しては、事前にお配りいただいた検討資料の中には、減価償却費を含む場合とそれを含まない場合の中間値だということが書かれているわけです。折衷案だと。これ、なかなか説明が難しくなりますよね、この理論というのは。どちらの立場なんだと。で、整合する問題です。今後、この考え方をとるんだしたら、これは今のこの範囲だけでも、この考えをとるんだしたら、今後の精華町、木津川市の負担金とかの考え方に影響しかねないわけです。いわゆる減価償却法に関しては、半分は負担してもらおうよ、半分は負担してなくていいよというのが今回の条例案ですから、その関係での整合性です、考え方、減価償却をどう考えるのか。この考え方について、だっておかしいでしょう、別の考え方、同じルールに持ってくるのは変な話ですから、その考え方はどうかという問題です、5点目。

6点目、最後ですけども、この条例というのは、いわゆる利害関係者がいるわけです、場合によっては。特に業者さんというのは、何らかの新たな規制を受ける可能性が出てくる。もちろん、悪いことをやる業者を規制するのは当たり前ではありますが、利害関係者がいる

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>以上、パブコメが要るんじゃないかと思うんですけども、パブリックコメントはしたのかどうか、また、していないんやったら、なぜそれをしないのか。おそらく木津川市にも精華町にも本体にはパブコメがあると思いますが、それはどういうふうにか考えるのか、この6点をお聞きします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>ただいまのご質問につきまして、答弁させていただきます。</p> <p>立入調査の際に詐欺行為等が発生した場合はどうするのかというところでございます。仮定の話でございますので、こうなるんだというところは、その場、その場の状況によるかと思っておりますけれども、これにつきましては、犯罪捜査を目的とした立入調査ではないということを確認しているものでございまして、当然、調査した中におきまして、犯罪行為が見つければ、それについて指摘をするのと、警察等のほうに通報するというのが本来であろうかというふうに思っているところでございます。</p> <p>ただ、詐欺行為等を見つけるがために立入調査をするということではないということで解釈していただけたらというふうに思います。</p> <p>また、搬入停止、後納扱いのことでございまして、これにつきましては、施行規則のほうに定めるものでございまして、条例のほうには定めておりません。</p> <p>また、減額または免除の関係につきましても、施行規則のほうに定める予定をしておりますので、現状の処理手数料の減免に準じて取り扱っていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>この処理手数料の減免につきましても、現状の施行規則、その中で何割免除するのかといったところにつきまして、管理者の裁量の範囲内ということになっておりますので、こちらにつきましても、施行規則で明確に規定していこうというふうに思っております。</p> <p>具体的には、暴風、豪雨、地震等の天災、その他の大規模な災害、いわゆる罹災証明を受けた場合につきましては免除というところがございます。また、火災につきましても同様に免除をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>それ以外の場合につきましては、状況によりまして5割減免、または全額免除というところがございます。</p> <p>また、料金につきまして、260円のところに減価償却費分の相当分を半分計上していることについてのことでございますが、従来、打越台環境センターの料金設定、このところにつきましては、減価償却費相当分が一切計上されていないというふうに判断しているところがございます。</p> <p>そういったことから、近隣の手数料そういった水準も含めると、先ほどご指摘のありました減価償却費相当分、それを全額手数料に盛</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>り込むのは非常に手数料としては高額になってくるというところもありますので、総合的に勘案した結果、260円という単価でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>すみません、答弁が1つ漏れておりました。</p> <p>今回の条例改正に当たりまして、議会関係者がいるのでパブコメをするべきではないのか、する必要があるのではないかとということですが、パブリックコメントはご承知のように、それぞれのところにおきましても条例で定められた規定でございます。本組合につきましては、パブリックコメントの制度はございませんので、パブリックコメントについては実施をしていないというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ほとんどは了解しましたが、1点答弁漏れが。監査委員指摘の後納制度、これは、監査委員さんの意見書を読む範囲では、要するに、業者の制度としてごみを持ち込むことと、後納扱いだから、多分、想像だけれども、一定期間をまとめて後で払うということだと思えます。毎回、毎回払うんじゃないし、ということだと思えますけれども、要するに、それをやることによって、実際に搬入された人、後で料金を払う日がずれが生じるわけ。この間に滞納が発生するおそれがあるということですよ、普通は。この指摘だと思えます、監査委員さんの指摘は。ですから、後納制度において制約する。例えば、1カ月分まとめてよかったものが2週間分で払ってくれとかいうのは、ある意味規制強化ですよ。そういったことを多分監査委員さんは言っていると私は理解するんですけども、この改正案の中には、そのことがどの条文から読み取れるかというのがわからないんです。それとも、先ほども言いましたけれども、監査委員さんから指摘はあったけれども、今回の条例改正にはこの後納制度の規制強化については盛り込まないという判断をされたのかどうかです、というのが漏れていますので、これ別にやれと言ってるわけじゃないし、監査委員さんがせっかく指摘をされていることなので、それをどう考えて扱ったのかということをお聞きをしているわけでありまして。その点はちょっと再度、お願いしたいと思います。</p> <p>先ほど、管理者からだったか、第17条の立ち入り調査の件だったか、悪質なという言葉が入っていたんですけども、それだと、また第8条、第12条の関係の基準、減免基準については、やはり提案する段階でどういうふうに変えようとするのか、もしくは変えないでやろうとするのかというのは、当然、質疑が出る可能性が高いものですから、できれば次回以降、そういった規則を変えるのか変えないのかも含めて、条例と規則をどう運用するのかというのは、議会に資</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>料を提出していただければ非常に理解しやすくなるだろうというふうに思っていますので、この点はお願いしておきます。</p> <p>5点目の減価償却を含むか含まないかという話なんですけれども、先ほどの議案も含めて若干気になっている点は、せっかく施設が新しくなって管理者も変わったわけですから、心機一転でスタートしてもらったらいと思うんですよ。ところが、決算の資料も含めて、打越台環境センターのことをかなり引きずっているという場面が出てきているんです。もちろんいい点は継続したらいいと思うんですけども、まずかった点とか、または制度が変わったから、また施設が変わったから、やはり抜本的に扱いを変えるべきところというのは、それはもう前例にこだわらず、それは変えるべきやと思うんです。そういった意味で、先ほどの答弁では、いわゆる減価償却については極めて折衷的な考え方で、預かったために総合的判断ということをおっしゃったけれども、これをこうやってしまうと、今後の議論の中で、じゃ、この施設の減価償却をあとどうするんだといったときに、半分はいいですよと、負担しなくてもいいですよという話になりかねない。そのことがどういう結果を生むのか。今すぐは何の結果も生まないかもしれないけれども、30年後、40年後、どんな結果を生むかというのは、想像ができるわけです。40年後に同じ施設が建たないということになるかもしれないですよ。そういうことも含めて、これは基本的な考え方ですから、この折衷額というのを、この施設を維持管理するための費用負担の根本的な考えとしてこれを確定させるのかどうか、もしくは、これは暫定的措置であって、最終確定ではないと、今後、管理者と議会も含めて、どういう考え方で減価償却を、要するに受益者をお願いするかということについては、議論をする余地があるのかどうか、その点だけ確認しておきたいと思います。</p> <p>6点目について、パブリックコメントは制度がないからできません、なかったらできませんよね。けれども、通常の市町村には制度があります、今、パブコメの制度ありますよね。それこそさっきの例規集の見直しじゃないけれども、必要じゃないかと思います。やっぱり利害関係者がいる以上、議会上程の前にやはり意見を聞いて、必要なというか、配慮すべき意見が出てきたら、それは議案に反映をさせるためにもして、できるだけ、別に業者を守ると言っているわけじゃないけれども、要するに、素案作成時にわからなかったことも指摘される可能性があるわけですから、それは広い意味でパブコメをやるべきだと思いますが、この点については質問を変えますが、パブコメ制度をつくる方針はあるのかないのかについて確認します。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>再度のご質問につきまして、答弁させていただきます。 まず、搬入停止の件でございますが、これにつきましては、ごみの</p>

	<p>計量、また請求の仕方というものにつきましては、条例ではなく施行規則のほうで定めてまいりますので、監査委員のご指摘のありました後納扱いの停止いわゆる都度払いというものに変えていくということにつきましては、施行規則のほうに規定をしていくということで準備を進めているところでございます。</p> <p>また、2つ目の料金の減価補償分を半分見て、今後これを見直すことはないのかどうかというところでございますが、基本的に手数料につきましては、現在、算定しておりますことから、例えば、経済的な情勢でありますとか、いろんなことでそもそもの減価償却費以外のところでの影響も受けてこようかと思えます。それと、先ほど申し上げましたように、当初、打越台環境センターにおきましても、その手数料の中に大規模改修の費用の一部を盛り込むといったことを想定されていなかったものが、平成20年にそれを盛り込んだ形で料金が見直されたというところもございまして、まずはこの260円プラス消費税で処理手数料を徴収する中で、毎年の決算額等を見ながら、この組合の運営費として成り立っていくものなのかどうか、それが各市町の負担の範囲の中でおさまるのかどうか、そういったものを含め勘案しながら、処理手数料につきましては、必要に応じて見直していくことが必要だというふうに考えているところでございます。</p> <p>それと、パブコメの制度をつくるかどうかというところでございますが、今後、利害関係が生じるような方に影響するような条例等も出てこようかと思えます。パブコメにつきましては、そういった条例が今後発生するのかどうかも見きわめた上で、必要かどうか、それを判断した上で検討していきたいというふうに考えているところでございますので、直ちにパブリックコメントの条例をつくるということではなく、今後の条例改正等も踏まえながら、必要に応じて検討していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>佐々木議員、どうぞ。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今回、これは反対しませんが、やっぱり気になるのが、減価償却の関係でいえば、物すごく大ざっぱな言い方をしますけれども、この考え方が基本だとなった場合には、市長さん、町長さんいらっしゃいますけれども、今後、こういったことが起こったうちの減価償却費の半分は公費で見るとよという質疑にほぼイコールになるわけです。意味合いとすれば、受益者じゃなしに、市や町が見ますよということになるわけです、考え方は。それが本当に、木津川市、精華町の財政当局も含めて了解するのかというのは、非常に疑問というか、微妙なんですけれども、そういった方針決定に等しい値段の決定に今回なっているわけです。</p> <p>今回、幾つかまだ若干、将来見直す可能性みたいなこともおっしゃ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>っているんでこれ以上申し上げませんが、これについては、やっぱりもっと議論をして、財政当局も巻き込んできちっと議論をしていかないと、ものがでかいですから、どうするのかという話になってきますから、令和元年のこの決定が後々尾を引いたということになっては非常に困るということは、指摘をしておきたいと思います。</p> <p>パブコメについては、別に検討してもらったら結構ですけども、私が聞いているのは、利害関係者が発生するような条例改正等について、その必要性を感じてますかどうかをお聞きしているわけです。要するに、判断、検討するということですけども、今、言ったのはわからないです、何を判断するのか、何を検討するのかがわかりません。別に私、今すぐ、来月につくるということを行っているわけじゃないけれども、利害関係が発生するような条例、制度、または条例改正については、やはり利害関係者が、その条例の成立までの間に、意見を述べるようなチャンスは与えられるべきだと思っています。という私の考え方がおかしいなら否定をしてください。利害関係者はもう何も言う権利はないんだと、市長、町長と議会議員に任せておけということだったら、それは否定してもらったら結構です。私は聞く必要があると思っています。もちろんこれは利害関係者じゃなくて、もしかしたら消費者からも意見が出るかもしれません。環境とかごみ減量という観点から、消費者が相手である可能性もあります。そういった方の意見を全く聞く気がないのかどうかを聞いているわけですから、この点について、今、申し上げた考え方を、認められるのか、否定されるのか、その点をお伺いします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局でございます。</p> <p>パブリックコメントにかける、対象となるものにつきまして、今、佐々木議員のご質問からいいますと、木津川市と精華町で若干異なっているのかなという印象を受けました。</p> <p>例えば、料金について木津川市におきましてはパブリックコメントの対象としていないというのが現状でございます。そういったことから、利害関係者に関する内容、それを全てパブリックコメントの対象にするのかどうか、それにつきましては、今後、議論していくことが必要かということだと思っております。</p> <p>今回の条例改正につきましては、料金の面とそれと滞納者に対応するということでございます。滞納者につきましては、基本的には許可業者でありますとか、構成市町が発注した公共工事、そういったところでございますので、そういった方々に対して、これが過度の規制というふうには考えておりませんで、適切な組合としての自己防衛策というところで考えておりますので、今回のことについて、あらかじめ利害関係者、いわゆる持ち込んでおります一般廃棄物の処理業者、ま</p>

山本事務局長 つづき	た工事の請負業者、構成市町の関連する、例えばシルバー人材センターでありますとか、そういったような後納扱いをしている団体、一人一人にこの内容につきましてお聞きするということは不要かということと考えているところでございます。 以上でございます。
森田議長	ほかに質問ございますか。 副議長、どうぞ。
高岡副議長	先ほど、倉議員のほうからご質問がございましたが、この条例は滞納が生じたときのための対応の強化をするというものでございます。やはり、市が指定している業者さんがそのような滞納をされていくということに関しましては、局長が先ほどから申し上げられておりますが、自己防衛策というところを踏まえますと、やはり情報の共有、これは必ず必要だと、民間の間ではごく普通のことです。やはり、契約するときには前もって個人情報共有するという同意書をつくり上げて、一筆サインをいただくべきです。その点についてお願いいたします。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	事務局長でございます。ただいまのご質問につきまして、答弁させていただきます。 先ほどの倉議員のほうからもご質問がありましたように、この種のものにつきましては、情報共有が非常に大事だということだと思っております。 そのために、情報を法に触れずにどういうふうに入手していくのかということにつきましても、やはり大事なことだということだと思っておりますので、今、高岡副議長のほうから話がありましたことにつきましては、参考にさせていただきたいというふうに思っております。 以上でございます。
森田議長	副議長、どうぞ。
高岡副議長	再度、念押しさせていただきますが、やはり、今までこのような条例でこられたことのほうが、私、ちょっと腑に落ちないところでございます。ぜひともそこところは前向きに必ず取り組んでいただきますようお願い申し上げます。 以上です。

森田議長	ほか、質問ございますか。 山本議員、どうぞ。
山本議員	今、高岡議員もおっしゃっていただきました同意書に関してなんですが、法に触れないようにするためには、その点について、条例に書いておけば公表できるというのを、ほかの条例で見たことがあるんです。その点についてお伺いします。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	事務局長でございます。 ただいま、高岡副議長のほうからもご指摘ありましたところにつきましては、それぞれの個人の業者の情報の入手というところと、それを持っている他の自治体からの情報を入手するということでございますので、もしするとすれば、今、高岡副議長がおっしゃっていただいた同意書、そういったところで事足りるのかなというふうに思っているところでございます。 以上です。
森田議長	山本議員、どうぞ。
山本議員	ありがとうございます。ただ、条例に書いてあった、私が見た分なんですけれども、条例にもし違反を起こした場合には、その業者の名前を公表する、ホームページも載せるということで、強制力を持った条例をつくっているところもあったんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	事務局長でございます。 ただ、今おっしゃっていただきましたのは、滞納して行政処分を受けた業者に対しての公表だということでございます。今、先ほどから高岡副議長なり倉議員のほうから言っていることにつきましては、それが起こるまでの、滞納の事案が発生した段階においても、さらにその関係する自治体との情報共有を図って、滞納を速やかに解消すべきではないかという指摘だと私は思っております。その上の情報につきましては、行政処分をした上での公表ではなく、そうする前の滞納がどういうところで発生しているのか、滞納を未然に木

山本事務局長 つづき	津川市精華町環境施設組合として防ぐために、他の自治体からも情報をいただいでいくということを知り得るためのものがございますので、山本議員のおっしゃっているのとは、若干違うのかなというふうに思っております。いずれにいたしまして、情報共有は非常に大事だということで思っております。 以上でございます。
森田議長	山本議員、どうぞ。
山本議員	ご説明ありがとうございます。同意書のほう、理解できました。あと、処分した後の公表についてはどのようにお考えでしょうか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
山本事務局長	事務局長でございます。 処分した後の公表につきましては、行政処分ということでございますので、それにつきましても適切に対応してまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。
山本議員	ご説明ありがとうございます。
森田議長	ほか、質問ございませんか。 (なしの声) なければ質疑なしと認めます。 以上で質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 反対討論ございますか。 (なしの声) なければ討論なしということで、お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。 ありがとうございます。起立全員であります。 よって、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決

<p>森田議長 つづき</p>	<p>することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者、どうぞ。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第3号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。</p> <p>令和元年8月7日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、去る10月11日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。</p> <p>これを受けてまして、本組合におきましても、国と同様の給与改定を実施するため、木津川市精華町環境施設組合職員給与条例の一部改正を提案するものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>議案第3号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>条例改正の趣旨、内容につきましては、管理者からの説明のとおりでございます。人事院勧告に基づく国の改正内容に準じまして、本組合のボーナスの支給率及び給料表を見直すものでございます。</p> <p>議案書の最後のページのほうに参考資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>今回の改正によりまして、月例給に関しましては、30代半ばまでの職員に関して改正の対象となります。本組合では、現行職員で申し上げますと2名の職員が対象となっております。</p> <p>ボーナスにつきましては、現行につきまして6月分、12月分合わせますと4.45カ月であります。改正後は勤勉手当が0.05カ月分引き上げられ、6月分、12月分を合わせまして4.50月分を支給することになります。</p> <p>なお、今年度におきましては、0.05カ月分を12月分に反映させ、来年度以降は6月、12月にそれぞれ0.025カ月分の引き上げとなるものでございます。</p> <p>また、住居手当につきましては、支給する家賃の下限を4,000円引き上げ1万6,000円に見直すとともに、手当額の上限額を</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>1, 000円引き上げるものでございます。 実施時期につきましては、月例給につきましては本年4月1日から、住居手当につきましては来年4月1日から、ボーナスの支給率の見直しにつきましては条例の施行日からそれぞれ適用するものでございます。 以上で、議案第3号の補足説明とさせていただきます。 よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございます。 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 高岡副議長、どうぞ。</p>
<p>高岡副議長</p>	<p>人事院勧告に基づいてということなのですが、やはり、この際、せっかくですので、この実施時期、住宅手当につきましても、もう少し早く、そんなわけには、ここの独自でできるようなことではないと思うんですが、そういうお考えは、どの程度お持ちなのか、お尋ねいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長、どうぞ。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 基本的には人事院勧告に準じて、まず、構成市町におけます木津川市等々が実施するのかどうかというのをまず確認させていただいております。その上で、それに準じた形で対応していくということで考えておりますので、例えば、木津川市におきまして、来年4月1日ではなく、人事院勧告より前倒しですということになれば、それも参考にして検討してまいりたいというふうに考えておりますが、基本的には人事院勧告に準じた対応ということで考えております。 以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほかございませんか。 (なしの声) なければ、質疑なしと認めます。 以上で質疑を終了いたします。 これから討論を行います。討論ございますか。 (なしの声)</p>

<p>森田議長 つづき</p>	<p>討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>ありがとうございます。 起立全員であります。 よって、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の案件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会といたします。 どうもご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 3 0)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p>